

自動車排ガスによる健康被害に関する新たな救済制度の提案について

弁護士 村松昭夫

1 日本弁護士連合会の環境問題に対する取り組み

日本弁護士連合会(以下では日弁連という)は、公害問題を人権問題と捉え、公害対策委員会を設置し、以後様々な公害環境問題に関する調査研究を進めてきた。委員会は、各委員の公害環境問題への積極的な意欲とボランティア精神によって支えられており、わが国でも有力の環境NGOである。以下においては、2004年7月に発表した「自動車排ガスによる健康被害に関する新たな救済制度」の提言について報告する。

2 新たな救済制度を提言した背景

(1)依然として深刻な大気汚染と健康被害の発生

大都市圏でとりわけ幹線道路の沿道を中心に、依然としてNO₂やSPM等の深刻な汚染が続いている。大気汚染の原因は、自動車排ガスとくにディーゼル排ガスであることは明白であり、呼吸器疾患の患者数の増加も続いている。

(2)大気汚染と健康影響の因果関係の判決と研究の動向

相次いで判決が出された大気汚染公害訴訟においても、幹線道路沿道の自動車排ガスによる健康被害を認めている。判決において5回にわたって自動車排ガスによる健康影響が認められた意義は大きい。

(3)救済が求められる被害者の実態

日弁連の被害者らの聞き取り調査等においても、医療費、生活費等、緊急の救済制度の必要性が明らかとなった。

3 新たな救済制度の必要性

公健法制度は、1988年3月、指定地域が全面的に解除され、それ以降は新たな公害認定は行われなくなった。

そこで、現在の大気汚染の原因が自動車排ガスに変化していることから、原因者負担の原則にもとづく被害者救済制度を新たに制定する必要性は高く、司法判断は重く受け止められるべきであるとして、日弁連は2004年7月に、新たな緊急の救済制度の提言を行った。

4 提言した新たな救済制度の内容

(1) 抜本的救済制度

排出低減対策に向けたインセンティブ効果を重視して、原因者負担の原則に基づいた被害者救済制度

指定地域： 二酸化窒素あるいは浮遊粒子状物質が一定濃度を超える測定局のある行政区

12時間自動車交通量ないし大型車混入率が一定規模以上の幹線道路沿道

救済対象：上記指定地域に引き続き1年(3歳未満の者は6ヶ月)以上住所又は勤務先を有する者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫に罹患した者

給付内容：療養給付・医療費、障害補償費、遺族補償費、児童補償手当、医療手当、葬祭費

費用負担者(汚染原因者)道路設置・管理者、自動車メーカー、燃料メーカー

(2) 沿道被害者救済制度、緊急救済制度

抜本的救済制度が確立されるまでの緊急の措置

(沿道被害者救済制度)

指定地域： の道路沿道

救済対象：抜本的救済制度と同様

給付内容：抜本的救済制度と同様

費用負担者：汚染原因者である道路設置・管理者

(緊急救済制度)

指定地域： の行政区

救済対象：抜本的救済制度と同様

給付内容：医療費の自己負担分

費用負担者：国、自動車メーカー、燃料メーカー

5 おわりに

環境省は依然として新たな救済制度の実施に踏み切っておらず、2005年度から、5年間25億円をかけた新たな疫学調査に着手している。一方、自動車メーカーは、国による制

度への協力要請があれば、これに対応していきたい旨を表明し一定の変化を示している。
日弁連の上記提言も含めて、新たな救済制度の確立に向けた真剣な検討が緊急に求められている。

以上